

埼玉県プールの安全安心要綱

昭和四十九年六月十一日

埼玉県告示第七百三十七号

一部改正 昭和四十九年 六月

一部改正 昭和五十六年 六月

一部改正 平成 四年十二月

一部改正 平成 五年 六月

一部改正 平成十四年 五月

一部改正 平成十九年 五月

一部改正 平成二七年 三月

(目的)

第一条 この要綱は、プールの施設、維持管理及び水質に関する行政指導の指針を定めることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設け、多数人に水泳をさせる施設のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校に設置されている施設以外のものをいう。

(使用開始届出等)

第三条 プール（貯水槽の容量が百立方メートル以上のものに限る。以下この条から第七条までにおいて同じ。）の設置者は、次の各号に掲げる事項を様式第一号のプール使用開始届により、そのプールの使用を開始しようとする日の三十日前までにプールの所在地を管轄する保健所長（以下「所轄保健所長」という。）に届け出るものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名

二 住所又は主たる事務所の所在地

三 プールの名称及び所在地

四 プールの構造設備等の概要

五 通年プール（年間を通じて使用されるプールをいう。以下同じ。）又は季節プール（夏季など特定の期間に使用されるプールをいう。以下同じ。）の別

六 プールの使用開始年月日

七 プールの使用時間

八 季節プールにあつては、予定使用期間

九 管理責任者等の概要

十 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名

十一 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第五条第四項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールにあつては、その旨

十二 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その他の特定の用途に使用されるプール（以下「特定用途プール」という。）にあつては、その用途

2 前項の規定は、季節プールの設置者が予定使用期間終了後に新たに当該プールの使用を開始しようとする場合に、これを準用する。

3 プールの設置者は、第一項各号（第四号を除く。）の届出事項に変更があつたときは、様式第二号のプール使用開始届出事項変更届により、速やかに、その旨を所轄保健所長に届け出るものとする。

4 プールの設置者は、第一項第四号の届出事項を変更しようとするときは、様式第二号のプール使用開始届出事項変更届により、変更しようとする日の三十日前までに、所轄保健所長に届け出るものとする。

（事前確認等）

第四条 所轄保健所長は、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第四項の規定による届出があつたときは、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し第八条第一項本文に規定する基準及び同条第二項に規定するプールの安全管理指針（以下「基準等」という。）に適合するように管理等の措置を講じるかどうかについて、当該プールの使用が開始されるまでの間に、当該職員に施設の現地調査を実施させ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により確認するものとする。

2 所轄保健所長は、前項の規定による施設の確認の結果、基準等に適合しない事項を認めた場合には、当該プールの設置者に対して、その事項の改善を指導するものとする。

（施設監視等）

第五条 所轄保健所長は、第三条第一項の規定による届出のあつたプールについて、その使用期間中に、当該職員に施設監視を行わせ、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し基準等に適合するように管理等の措置を講じているかどうかについて、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により確認するものとする。

2 所轄保健所長は、前項の規定による施設監視の結果、基準等に適合しない事項を認めた場合には、当該プールの設置者に対して、その事項の改善を指導するものとする。

（勧告）

第六条 所轄保健所長は、第四条第二項又は前条第二項の規定による改善の指導を行つたにもかかわらず、その改善が行われなるときは、必要に応じて、当該プールの設置者に対して、その改善に係る勧告を行うものとする。

（休場、再開又は廃止の届出）

第七条 プールの設置者は、連続して一月以上当該プールを休場し（季節プールにあつては、使用期間内において連続して一月以上当該プールを休場する場合に限る。）、若しくは休場後再開し、又は廃止しようとするときは、様式第三号のプール休場（再開又は廃止）届により、その休場、再開又は廃止をしようとする日の十

日前までに、その旨を所轄保健所長に届け出るものとする。

(施設基準等)

第八条 プールの施設基準、維持管理基準及び水質基準については、別記のとおりとする。ただし、施設基準、維持管理基準及び次項に規定するプールの安全管理指針は、貯水槽の容量が百立方メートル未満のプールについては、適用しない。

2 排(環)水口(プール水の排水口、循環ろ過のための取水口(吸水口)及び起流、造波、ウォータースライダー又は他のプールに循環供給するためのプール水の取水口をいう。)による吸い込み事故防止のために必要な事項については、前項本文に規定する基準のほか別に保健医療部長が定めるプールの安全管理指針(平成十九年五月二十九日付け生衛第百三十一号保健医療部長通知)のとおりとする。

3 プールの設置者は、プールの使用に係る公衆衛生の向上及び安全の確保を図るため、その適用される基準等の遵守に努めるものとする。

(適用除外)

第九条 この要綱は、保健所を設置する市の区域には適用しない。

2 前条第二項に規定するプールの安全管理指針並びに別記第一号イ(2)、(4)及び(8)、同号ハ(1)、(3)及び(5)、別記第二号イ(4)、同号ハ(1)、(3)及び(4)並びに同号ニ(2)、(6)及び(10)の規定は、特定用途プールについては適用しない。

附 則

この要綱は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和四十九年六月二十五日告示第七百七十二号)

この告示は、昭和四十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和五十三年六月二十七日告示第九百八十一号)

この告示は、昭和五十三年七月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年六月三十日告示第九百六十一号)

この告示は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則(平成四年十二月二十五日告示第千八百九号)

この告示は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年六月二十五日告示第九百二十一号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成十四年五月三十一日告示第千十九号)

この要綱は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、別記の改正規定(第一号イ(6)(二)b及び第二号ロ(3)(二)に係る部分に限る。)は、平成十五年六月一日から施行する。

附 則(平成十九年五月二十九日告示第八百七十九号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の日から起算して十六日までの間に使用を開始しようとするプールについては、改正後の要綱第三条第一項の規定は適用せず、改正前の要綱第三条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 この告示の施行の日から起算して十七日から三十六日までの間に使用を開始しようとするプールに係る改正後の要綱第三条第一項の適用については、同項中「そ

のプールの使用を開始しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「埼玉県プール維持管理指導要綱の一部を改正する告示（平成十九年埼玉県告示第八百七十九号）の施行の日から起算して七日以内に」と読み替えるものとする。

附 則（平成二十七年三月六日告示第二百七号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県プールの安全安心要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記（第八条関係）

一 プールの施設基準

イ プールの構造設備の基準

（1） プール本体

プール本体は、不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。また、利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当数の水深表示を行うこと。

（2） プールサイド及び通路

プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、その水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

（3） 給水設備

給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設けるなどの措置を講ずること。また、常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。

（4） 排（環）水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定させるとともに、配管の取り付け口に吸い込み防止金具を設置する等、二重構造の安全策を施すこと。ただし、排（環）水口が多数あり、かつ、個々の排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、そのうちの一つの排（環）水口を利用者の体で塞いだ場合であつても、吸い込み又は吸い付きを起こさないこと（幼児であつても確実かつ容易に排（環）水口から離れることができること。）が明らかである等、構造上の瑕疵による吸い込み又は吸い付きの事故の発生の危険性がないものを除く。

（5） 消毒設備

（一） プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度。以下同じ。）が均一になるように注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。また、液体塩素などの消毒剤等による危害を防止できる構造設備とすること。

（二） 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置

から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

(三) オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 浄化設備

(一) プールには、原則として、消毒設備のほかに循環ろ過方式等の浄化設備を設けること。また、浄化設備の能力は、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように設定すること。

(二) 循環ろ過方式の浄化設備

a 浄化設備の能力は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し一時間当たり六分の一以上の処理が可能であることとし、夜間に浄化設備を停止するプールにあつては、一時間当たり四分の一以上の処理が可能であること。

b ろ過装置の出口には、処理水質を検査するための採水栓又は測定装置を設けること。また、ろ過装置の出口における処理水の濁度が〇・五度以下(〇・一度以下が望ましい。)となる能力を有すること。

(三) 取水口等はできるだけプール水の水質が均一になる位置に設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

オーバーフロー溝を設ける場合であつて、そのオーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) プール等の区画区分

複数のプールが設置されるなど、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プール、プールサイド等は、利用形態等に応じて、安全に区画区分できる構造であること。

(9) 適用除外

温泉水を原水として使用するプールであつて、常時清浄な温泉水が流入し、清浄度を保つことができる場合は、(5)及び(6)の規定の一部を適用しないことができること。

ロ 附帯設備の基準

(1) 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

(2) 洗浄設備

(一) シャワー等の洗浄設備を設けること。洗浄設備は、更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ、通過式洗浄設備とするなどプールの利用者が遊泳前に効果的に洗浄でき、容易に排水ができる構造設備とすること。

(二) 原則として、シャワー水等洗浄設備で用いた水をプール水として再利

用しない構造とすること。

(3) 便所

(一) 便所は、男女別に、利用者数に応じ十分な数を設置すること。

(二) 便所の床は、不浸透性材料を用い、原則として、水洗式の構造設備とすること。また、衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

(4) うがい設備、洗面設備及び洗眼設備並びに上がり用シャワー

プールサイドにうがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。また、洗面設備及び洗眼設備並びに遊泳終了者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。

これらの設備は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とするとともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置し、かつ、飲用に適する水が供給されるものであること。

(5) 換気設備

屋内プールにあつては、炭酸ガスの含有率を〇・一％以下に維持できる能力を有する換気のための構造設備を設けること。また、効果的な換気ができるよう、吸気口及び排気口の位置についても適切な配慮をすること。

(6) 照明設備

屋内プール又は夜間に使用する屋外プールは、水面及びプールサイドの照度が一〇〇ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示が見えるようにするなどプール内及びプールサイドの安全措置が十分に講じられている場合は、この限りでないこと。

(7) くずかご

適当な場所に十分な数を備えること。

(8) 資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤、測定機器等の必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。

ハ その他の設備の基準

(1) 監視所等

遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せるように監視所又は監視設備を設けること。また、緊急時に直ちに対処できるように適当な数の救命具、救急薬品等を備えること。

(2) 採暖室及び採暖槽

プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的に管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(3) 遊技設備等

遊技設備等を設ける場合は、危険防止のため、適切な構造設備のものとすること。

(4) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、さく等で区画すること。

(5) 掲示設備

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を掲示する設備を入口その他遊泳者の見やすい場所に設けること。

二 プールの維持管理基準

イ プール本体、附属設備その他の設備の維持管理基準

(1) 施設の清掃

プール本体、附属設備その他の設備は、常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。特に、プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日一回以上清掃するとともに随時点検を行うこと。

(2) 点検整備等

一年のうち一定の期間を定めて使用するプールにおいては、使用期間の前後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこと。また、年間を通じて使用するプールについても日常の清掃並びに設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(3) 換気設備

屋内プールにあつては、空気中の炭酸ガスの含有率が〇・一％を超えないこと。また、二月以内ごとに一回、定期的に測定を行うこと。

空気中の炭酸ガスの含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上七五cm以上一二〇cm以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。また、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。

なお、基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な二時点において測定し、その平均値をもつて行うこと。

(4) 排（環）水口の確認

排（環）水口の金網や格子鉄蓋等が正常な位置にあることを確認すること。また、触診、打診等により、金網等の欠損・変形がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の固定部品の欠落・変形がないことなどを確認し、必要に応じて交換するなどの措置を講ずること。

(5) 消毒剤等の管理

消毒剤、遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬、測定機器等は、適切に管理し、その機能の維持等に十分注意すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れることなどによる危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百

四号)、労働安全衛生法等関係法規の規定を遵守し、適切に管理すること。

(6) 循環システムの管理

プール水の循環システムは随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

(7) 洗浄水の温度

シャワー水等に用いる洗浄水については、利用者が快適かつ効果的に洗浄できるように、温水を使用するなど、温度を適切にすること。

(8) 排水

プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

(9) 使用時間終了後の点検等

プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

(10) エアロゾルを発生させやすい設備等の管理

気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

ロ プール水の管理

(1) プール水

(一) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を次号の「プール水の水質基準」に定める水質に保つこと。

(二) 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。

(三) プール水の温度は、原則として、二二℃以上とすることとし、プール内で均一になるように配慮すること。

(2) 換水

(一) 一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることによりプール水の浄化を行ういわゆる入替え式プールは、少なくとも五日に一回はプール水の全量を入れ替えること。

なお、利用の状況等によつては、これより短い期間ごとに入れ替えるように努めること。

(二) 入替え式プールの全換水時には、汚染物を換水後のプール水に移行させないように、排水後にプール本体を十分清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めること。

(3) 浄化設備等の運転及び管理

(一) 浄化設備は、原則として、一日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時

行うこと。浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間にやむを得ず運転を停止する場合には、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

(二) 循環ろ過方式による浄化設備のろ過装置の出口における処理水の濁度の検査を行うことにより、ろ過装置が正常に稼働していることを確認すること。また、ろ過装置は、その出口における処理水の濁度が〇・五度以下（〇・一度以下が望ましい。）となるよう維持管理すること。

(三) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(4) 消毒

プール水は、常に消毒を行うこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるように管理すること。

(5) 水質検査

(一) プール水の水質検査は、遊離残留塩素濃度については毎日午前中一回以上及び午後二回以上の測定（このうち一回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を行うこと。

水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月一回以上の測定を行うこと。

総トリハロメタンについては、毎年一回以上の測定（通年プール及び夏季に使用される季節プールにあつては六月から九月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあつては水温が高めの時期とすること。）を行うこと。

プール水の水質検査は、定期的に行うこと。

利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。

(二) 水質検査の試料採水地点は、長方形のプールでは原則として、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置三箇所以上の水面下二〇cm及び循環ろ過装置の取入口付近とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じて適切な地点を選ぶこと。

(三) 水質検査の結果については、様式第四号の報告書により速やかに所轄保健所長に報告すること。ただし、毎日行う遊離残留塩素濃度の検査の結果については、この限りでないこと。

(6) 水質検査不適合時の措置

(一) 遊離残留塩素濃度が〇・四mg/lを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を〇・四mg/l以上としてから遊泳を再開すること。

(二) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。

一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤濃度の管理にも十分留意して改善を図ること。

(三) 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が 0.4 mg/l を下回った場合には(一)の措置を講ずること。また、 0.4 mg/l 以上であつた場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

(四) 二酸化塩素を消毒に用いる場合の(一)及び(三)の適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「 0.4 mg/l 」を「 0.1 mg/l 」と読み替えるものとする。

この場合において二酸化塩素濃度が 0.4 mg/l を超えたとき又は亜塩素酸濃度が 1.2 mg/l を超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によつて速やかに改善を図ること。

ハ 管理責任者等

(1) 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

(2) 衛生管理者

プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を充てること。

なお、プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は、同一の者が兼ねることも差し支えないこと。

(3) 監視員

監視所又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視する監視員を置くこと。

(4) 救護員

(一) 救護員をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。

(二) 救護員には、応急救護の訓練を受けた者を充てること。

なお、スイミングクラブ等においては、当該スイミングクラブ等の指導者でプール内又はプールサイドにいる者を救護員の一部とみなして差し支えないこと。

(三) 救護員は、プールの全域の安全確保に配慮すること。

(四) 救護員には、監視員を充ててもよいこと。

ニ 管理責任者等の遵守事項

(1) 遊泳禁止者等

遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者には、遊泳させないこと。

また、単独での遊泳が困難な者には付添者を求めること。

(2) 掲示

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を入口その他利用者の見

やすい場所に掲示すること。

(3) 利用者数

水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。

利用者数は、プールの構造設備に見合ったものとし、利用者の安全や衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずること。

(4) 利用者に対する指示事項

(一) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのある物をプールに持ち込ませないこと。

なお、飲食物等をプールサイドに持ち込む場合には、プール及びプールサイドを汚染しないようにさせること。

(二) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。

(三) オーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(5) 衣類等の保管

遊泳者等が衣類及び携帯物を安全かつ衛生的に保管できるように留意すること。

(6) プール等の利用の区分

複数のプールが設置されるなど多様な年齢層の利用や多様な利用形態が見込まれる場合には、事故防止のため、プール、プールサイド等を利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

(7) 日誌

プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

(8) 報告等

プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに所轄保健所長に報告すること。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに、速やかに所轄保健所長に報告すること。

(9) 貸与品等の管理

水着その他直接身体に触れる物で遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。また、不特定多数の者が使用する物についても必要な衛生的管理を行うこと。

(10) 従業員の訓練等

万一の事故に備えて従業員の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、対応等を定めた手引書を作成しておくこと。また、連携する医療機関を定めておくこと。

三 プール水の水質基準

イ 水素イオン濃度

水素イオン濃度は、pH値五・八以上八・六以下であること。

ロ 濁度

濁度は、二度以下であること。

ハ 過マンガン酸カリウム消費量

過マンガン酸カリウム消費量は、一二mg/l以下であること。

ニ 残留塩素濃度

(1) 遊離残留塩素濃度は、〇・四mg/l以上であること。また、一・〇mg/l以下であることが望ましいこと。

(2) 塩素消毒に代えて二酸化塩素による消毒を行う場合には、プール水の二酸化塩素濃度は、〇・一mg/l以上〇・四mg/l以下であること。また、プール水の亜塩素酸濃度は、一・二mg/l以下であること。

ホ 大腸菌

大腸菌は、検出されないこと。

ヘ 一般細菌

一般細菌は、二〇〇CFU/ml以下であること。

ト 総トリハロメタン

総トリハロメタンは、おおむね〇・二mg/l以下が望ましいこと。

チ 水質基準に係る検査方法

(1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

リ その他

(1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、イからトまで（ニ(2)を除く。）に定める基準を適用するものであること。

(2) 温泉水を原水として使用するプールであつて常時清浄な温泉水が流入し清浄度を保つことができる場合には、ニの規定を適用しないことができること。また、原水である温泉水の性状によつては、イからニまで、へ及びトに定める基準の一部を適用しないことができること。

プ ー ル 使 用 開 始 届

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

設置者 住所
氏名

〔 法人にあつては、その名称及び所在地
並びに代表者の氏名 〕

電話番号

F A X 番号

下記のとおり、プールの使用を開始したいので、埼玉県プールの安全安心要綱
第3条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 プールの名称
- 2 プールの所在地
- 3 プールの構造設備等の概要 別紙のとおり
- 4 通年プール又は季節プールの別（該当するものを○で囲むこと。）
通年プール・季節プール
- 5 プールの使用開始年月日 年 月 日
- 6 プールの使用時間 午前・午後 時 分から午前・午後 時 分
- 7 季節プールにあつては、予定使用期間
年 月 日 から 年 月 日

8 管理責任者等の概要

管 理 責 任 者	氏 名		
衛 生 管 理 者	氏 名		
監 視 員	専 任	人	兼 任 人
救 護 員	専 任	人	

- 9 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあつては、その指定管理者の名称及びその代表者の氏名
名 称
代表者の氏名
- 10 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第4項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールの別（該当するものを○で囲むこと。）
運動施設としてのプール・社会体育施設としてのプール
- 11 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その他の特定の用途に使用されるプールにあつては、その用途
用途：

別紙

構 造 設 備 等 の 概 要

1 プール設備の概要（プールが複数ある場合は、プールごとに作成してください。）

プールの名称							容積	m ³	
大 き さ	縦	m・横			m：最深	m・最浅		m	
床 の 構 造	本体（コンクリート・タイル・ プールサイド（コンクリート・タイル・								
使 用 水	水道水・井戸水・その他（					温度調節（有・無）			
排 （ 環 ） 水 口	場 所	寸 法 (cm)	金網・格子蓋等 材 質		固 定 金 具 種 類		材 質 数		吸い込み 防止金具 等の有無
	①	×							有・無
	②	×							有・無
	③	×							有・無
	④	×							有・無
	⑤	×							有・無
ろ 過 機	式 能 力 (メーカー名：)				ろ 材				
消 毒 設 備						消毒薬			

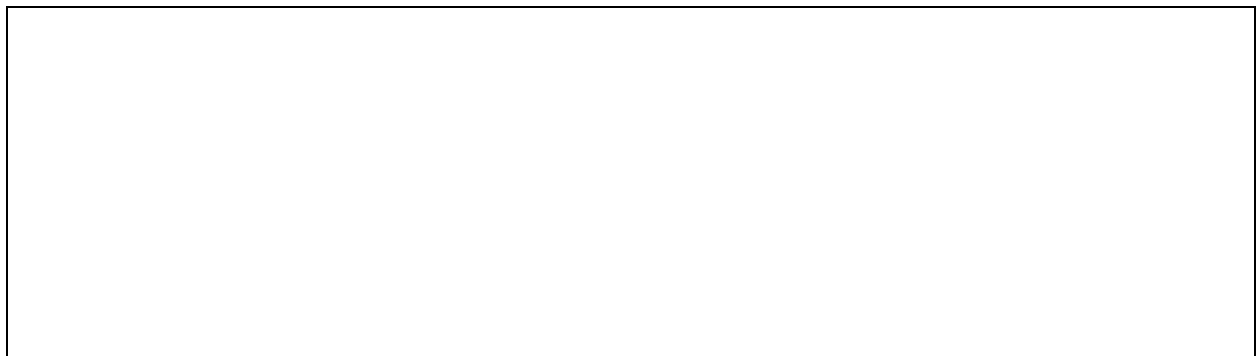
2 収容定員

収 容 定 員	人	
---------	---	--

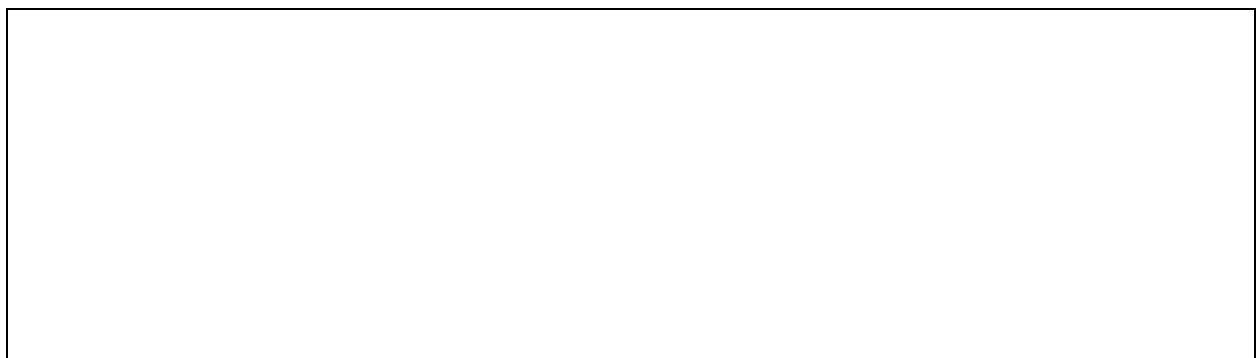
3 附帯設備等の概要

附 帯 設 備	洗 浄 設 備	箇所		個		型式		
	洗 面 設 備 等	水栓	個	湯栓	個	洗眼器	個	
	上 がり 用 シ ャ ワ ー	個						
	洗 面 等 の 用 水	水道水（直結・貯水槽）・井戸水・その他（						
	便 所	男	大	個	小	個	手洗い	個
		女	大	個			手洗い	個
	更 衣 室		面 積	床 の 構 造	衣 類 容 器		下 足 箱	
		男	m ²		個		個	
女		m ²		個		個		
そ の 他 の 設 備	救 命 具 等	内容・配置						
	採暖室・採暖槽	有・無	概 要					
	そ の 他							

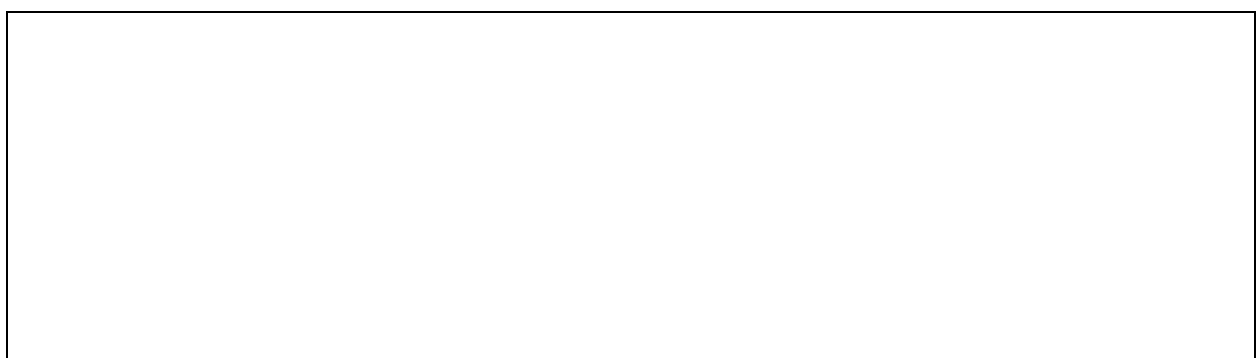
- 4 プールの平面図 { プール本体（排（環）水口の位置を含む。）プールサイド、洗淨設備、うがい設備、洗面設備、洗顔設備、上がり用シャワー等主要な設備を記入すること。 }



- 5 プールの断面図（最深・中・最浅の位置の水深を記入すること。）



- 6 施設配置図 { プール、消毒・浄化設備、更衣室、便所、資材保管管理設備、監視所、採暖室・採暖槽等を記入すること。 }



プ ー ル 使 用 開 始 届 出 事 項 変 更 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県 保健所長

プール所在地

名 称

設置者住所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称及び所在地
並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり、プール使用開始届出事項を変更する（した）ので、埼玉県プールの安全安心要綱第3条第3項（第4項）の規定により、届け出ます。

記

1 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更年月日

3 変更理由

添付書類（構造設備の変更に係る場合）

1 プールの主な施設の位置を明らかにする平面図

2 プールの主な構造を明らかにする平面図、断面図及び仕様書

3 給水管及び排水管の布設状況を明らかにする平面図及び断面図

4 プールの水として、水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書

プ ー ル 休 場 （ 再 開 又 は 廃 止 ） 届

年 月 日

（宛先）

埼玉県 保健所長

プール所在地

名 称

設置者住所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称及び所在地
並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり、プールを休場（再開又は廃止）するので、埼玉県プールの安全安心要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 休場（再開又は廃止）の年月日
- 2 休場（再開又は廃止）の理由

様式第4号 (別記関係)

プ ー ル 水 水 質 検 査 結 果 報 告 書

(宛先)

年 月 日

埼玉県 保健所長

所在地

設置者氏名

プールの名称	検査年月日	採水地点	水素イオン 濃 度	濁 度	過マンガン 酸カリウム 消費量	残留塩素 濃 度	大腸菌	一般細菌	備 考
		No. 1							
		No. 2							
		No. 3							
		No. 4							
		No. 1							
		No. 2							
		No. 3							
		No. 4							
		No. 1							
		No. 2							
		No. 3							
		No. 4							